航　空　第　７８　号
令和元年（２０１９年）　５月　８日

関係各位

総合政策部航空局長

着陸と見做さない訓練飛行に係る空港使用届け及び訓練飛行に係る空港使用料の取扱いについて

このことについて、次のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。

記

１．経緯

北海道管理空港では、空港使用者が航空機による離着陸設備等を使用する場合、北海道空港条例第９条において、同５条（航空機による離着陸設備等の使用）の届け出により空港使用料を徴収することになっている。

一方、訓練飛行においては、その訓練飛行を着陸と見做す場合のみ届け出をさせ使用料を徴収しており、その判断は空港管理事務所によって異なる場合がある。また、着陸と見做さない場合は、口頭で申請を受けているが、近年の航空機事故の増加などを背景に、空港を使用する航空機の情報を適切に把握することが求められている。

２．着陸と見做さない訓練飛行に係る空港使用届けについて

空港を使用する航空機の情報を適切に把握するため、着陸と見做さない訓練飛行であるタッチアンドゴー及びローアプローチについて、「訓練飛行に係る空港使用届け」の提出を義務づける。

なお、上記以外の訓練飛行については、従来どおり、北海道空港条例第５条及び同施行規則第４条の規定に基づき、空港整備使用（変更）届を提出する。

３．訓練飛行に係る空港使用料の徴収について

空港使用者の無用な混乱を避け円滑な空港運営を図るため、道管理空港における訓練飛行に係る空港使用料の徴収有無について、今後、下記のとおり統一する。

(ア)タッチアンドゴーは着陸と見做さず、使用料を徴収しない。

(イ)ローアプローチは着陸と見做さず、使用料を徴収しない。

(ウ)上記(ア)(イ)以外の訓練飛行は、使用料を徴収する。(北海道空港条例施行規則第11条で使用料を免除される場合は除く)

４．適用日

令和元年(2019年)　７月　１日から適用する。

(航空課空港計画グループ 担当：宮木
電話 011-231-4111　内線 23-894)